

# 市・県民税の申告受付が始まります!

市・県民税申告は、市・県民税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの決定や、保育所への入所、公営住宅への入居などの申請の際にも必要です。

## 市・県民税申告が必要な人

- 平成27年1月1日現在、大川市内に居住し、次にあてはまる人。
  - ① 営業、農業、不動産、その他の所得があった人(所得が20万円以下でも申告が必要)
  - ② 給与所得者や公的年金などの受給者で、次のいずれかにあてはまる人
    - ・勤務先から大川市へ給与支払報告書の提出がない人
    - ・給与や公的年金以外に所得があった人
  - ③ 源泉徴収票に記載されていない控除を受けようとする人
  - ④ 国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入している人およびその世帯主(収入のない人も申告してください)

## 申告に必要なもの

- ① 市・県民税申告案内はがき(送付された人)
  - ② 平成26年中の所得を証明するもの(源泉徴収票の原本、収支内訳書など)
  - ③ 控除のために必要な証明、領収書など
    - ・社会保険料控除(支払い金額が確認できるもの。ただし、国民年金は証明書または領収書が必要)
    - ・生命保険料控除、地震保険料控除、保険料控除証明書
    - ・障害者控除、障害者手帳等
    - ・医療費控除：医療費の領収書(高額療養費や保険金などを受けた場合は、その金額が分かるもの)
    - ④ 印鑑
    - ⑤ 本人名義の口座(所得税の還付を受ける人)
- ※詳細は問合せてください。

## 市・県民税申告案内はがき

- 1月下旬に送付します。
- 前年度の申告状況を参考にも送付しますので、「送付されても申告が不要」「送付されなくても申告が必要」な場合があります。
- 自分で申告書を作成する場合は、申告用紙を市税務課市民税係で配付します。

## 確定申告は税務署へ

次の確定申告は、市役所で受付できません。

- 土地建物・株式の売却、先物取引
- 配当所得
- 住宅借入金等特別控除
- 平成25年分以前の申告
- 亡くなった人の申告
- 青色申告

※このほかにも、内容により税務署での申告をお願いします。

## 「市・県民税申告」「所得税還付申告」のコミセン受付

◎収支内訳書(営業・農業・不動産所得)の作成をする人は、収入・経費の分かる資料や領収書(農業所得の場合は、通帳・損益分配計算通知書など)が必要です。

◎所得税を納税する人は、コミセンでの受付対象ではありません。

場所	期日(受付時間)	地区	
川口コミセン	2月3日(火)	9時30分～12時30分 13時～16時	津町・堤町・九網町・北島町 南宮前町・上新田町・中央新田町・下新田町・紅粉屋町
	木室コミセン	2月4日(水)	9時30分～12時30分 13時～16時
大川コミセン		2月5日(木)	9時30分～12時30分 13時～16時
	田口コミセン	2月6日(金)	9時30分～12時30分 13時～16時
三又コミセン		2月9日(月)	9時30分～12時30分 13時～16時
	大野島コミセン	2月10日(火)	9時30分～12時30分 13時～16時

医療費控除を受ける人は、申告の前に高額療養費の支給申請をしてください。国民健康保険の「高額療養費」の支給申請手続きには、医療費の領収書の原本が必要です。原本がない場合は、医療費の支払証明書(医療機関などで発行。有料の場合が多い)が必要になります。

☎ 市民課国保年金係 ☎ 85-5503

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、障害者に準ずる状態と認定された人は、障害者控除を受けることができます。

【対象】 介護保険の要介護認定者のうち、要介護1～5に該当する人

【手続方法】 市健康課で申請

☎ 市健康課介護保険係 ☎ 85-5522

こちらも確認

## 住宅借入金等特別税額控除延長・拡充

税制改正により、平成26年から平成29年までに入居した人についても適用されるようになりました。

- 平成26年1月1日～3月31日に居住開始した人＝所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)を限度に控除
- 平成26年4月1日～平成29年12月31日に居住開始した人＝所得税の課税総所得金額等の7%(最高136,500円)を限度に控除

※居住開始年月日が平成26年4月1日以降であっても住宅取得等に係る消費税率が8%または10%以外の場合の控除限度額は、所得税の課税総所得金額等の5%(最高97,500円)となります。

## 申告日程・会場・注意事項

場所	期日	受付時間
市役所 別館 会議室	2月16日(月)	午前：9時～12時
	3月16日(月)	午後：13時～16時 (開場：8時30分)

※(土)・(日)を除く。2月20日(金)・3月6日(金)は19時まで受付  
※2月16日(月)～20日(金)は、税理士による無料申告相談あり

- 注意事項**
- 開場時間までは待合室(会場内)に入れません。
  - 受付時間は、午前・午後の2部制です。※12時以降の来場者は午後から受付
  - ◎ 「収支内訳書」(事業所得がある場合)は、事前に作成しておいてください。
  - ◎ 「医療費の領収書」は自分で集計しておいてください。
  - ※事前に作成していない場合は、受付の順番どおりにならないことがあります。

## 税務署からのお知らせ①

☎ 大川税務署 ☎ 87-2125

**申告書は自分で作成してお早めに**

平成26年分の所得税および復興特別所得税・贈与税の申告と納税は、3月16日(月)まで、個人事業者の消費税率および地方消費税の申告と納税は、3月31日(火)までです。

### 振替納税を利用する人へ

所得税の振替日＝4月20日(月)、個人事業者の消費税および地方消費税の振替日＝4月23日(木)

※前日までに預貯金残高の確認をお願いします。

### 確定申告相談会場の開設時期

大川税務署では、2月12日(木)から確定申告相談会場を開設します(受付は、土・日曜日、祝日を除く、9時～16時までです)。

### 公的年金等を受給している人へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ公的年金等にかかる雑所得以外の所得が20万円以下である場合には、その年分の所得税の確定申告は不要です(住民税の申告が必要な場合があります)。

※この場合でも、所得税の還付を受けるために申告書提出することができます。

### e-Taxをご利用ください!!

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、パソコン画面の案内に従って申告書などを作成することができます。

### こんなメリット

- ◎ 自宅からネットで申告できる
- ◎ 添付書類の提出を省略できる
- ◎ 還付がスピーディー
- ◎ 24時間いつでも利用可能
- ◎ 印刷して郵送で提出もできる